

## 「アクション・プラン」推進委員会(第1回)議事録

日 時：平成23年2月17日(木) 18:00~19:15

場 所：内閣府地域主権戦略室会議室

出席者：片山善博内閣府特命担当大臣(地域主権推進)、上田清司埼玉県知事、平野達男内閣府副大臣、逢坂誠二総務大臣政務官

(関係知事)

橋下徹大阪府知事、山田啓二京都府知事、広瀬勝貞大分県知事、仲井眞弘多沖縄県知事

(片山大臣) ただ今から、「アクション・プラン」推進委員会の第一回会合を開催します。本日はお忙しい中、御参集いただき、誠にありがとうございます。

先月25日に開催された第11回地域主権戦略会議では、地域主権戦略会議の下に「アクション・プラン」推進委員会を設置することとされ、私が委員長を務めることになりました。委員は私が指名することとしておりますので、上田清司埼玉県知事、今日は所用で欠席ですが北川正恭教授、平野内閣府副大臣、逢坂総務大臣政務官にお願いしました。

出先機関改革を各府省と自治体任せにしないで、事務・権限の移譲を強力に推進していくためにも、この委員会で委員の皆様方から率直な御意見をいただき、活発な議論をして方向性を出していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

なお、これ以降の議事の進行については、逢坂政務官にお願い致します。

(逢坂政務官) 御指名により議事進行を務めます逢坂です。どうぞよろしくお願い致します。

先ほど大臣からお話がありましたように、先月開催された地域主権戦略会議で資料1のとおり「アクション・プラン」推進委員会を設置することを決定しました。本日はその委員会の第一回会合です。

本日はヒアリングということで各県から知事にお越しいただいております。北川正恭委員は本日、都合により欠席です。

早速、議事に入りたいと思いますが、本日の議題は、「委員会の議事運営について」、「委員会の進め方について」、「広域的实施体制について」です。この「広域的实施体制について」の部分について各知事から意見をいただきたいと思います。

まず、「委員会の議事運営について」ですが、公開とするなどを記載している資料3のとおりでよろしいでしょうか。(各委員了承) それではこの案に従って運営させていただきます。

次に、「委員会の進め方について」ですが、委員会に3つのチームを置くこととしております。チームの主査は委員長の指名によりすべて北川主査にお願いすることとし

ています。各チームのメンバーは、主査の指名となっており、資料4のメンバーで発足させることとしています。

各チームのスケジュールは資料5のとおり進める方向で考えています。直轄道路・直轄河川チームについては、「アクション・プラン」推進委員会後、速やかにチーム会合を開催し、関係当事者から、これまでの取り組み状況と今後の進め方についての考え方を聴取することを考えています。

次に、公共職業安定所(ハローワーク)チームについては、第1回チーム会合で「一体的実施」を希望する地方自治体に具体的な提案を3月末までに募集することなどについて議論いただき、それを受けて4月以降、第2回チーム会合で具体的な提案について議論していただきたいと考えています。

また、共通課題チームでは、一の都道府県でおおむね完結する事務・権限について、移譲対象となる事務・権限の内容を整理した上で、3月上旬に第1回チーム会合を開くこととしています。また、いわゆる「手あげ方式」についても、第1回チーム会合で相談窓口の運用開始を決定することとしています。

以上が会議の進め方等ではありますが、委員の皆様、何か特段ありますか。

(上田埼玉県知事) まず、「アクション・プラン」推進委員会を片山大臣はじめ政務三役の御尽力で作っていただき、具体的な出先機関の原則廃止に向けて進めていくというプロセスを作っていたことには感謝。

ポイントは、個別協議ということになる。地方分権改革推進委員会時代から個別協議はやっていますが、遅々として進まなかったのです。個別協議で移管対象をどうするか。財源措置はどうか。個別協議の期間を決めないと。例えば、今後3年以内に完了するといった具体的なスケジュール感。道路の場合はどこの区間ということをはっきりしておかないと。起点と終点。

強いて言えば、移管対象と財源措置とスケジュール、この3つを明確にしておかないと結果的にはなかなか進まないと思っています。この点をこの場で確認できればありがたい。

(片山大臣) そういうことを確実にするための体制がこの推進委員会。従来はおそらく当事者同士、国の1機関と地方自治体で話し合いが始まって、移管対象、財源措置をどうするかが決まらないまま、スケジュールが延びていたということがあったと思います。そういうことを無くすために、当事者同士に任せるのではなく、この推進委員会で、それぞれの分科会を経て進めていこうということです。そういう問題意識を持って進めていきます。

(上田埼玉県知事) チームとして、この3点を押さえていくと。

(片山大臣) そうです。

(逢坂政務官) そういう方向で進めていきますので、よろしくをお願いします。

この委員会では広域的实施体制の枠組み作りについても取り上げることとしています。本日は、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けるための具体的な検討を進めている関西広域連合及び九州地方知事会との意見交換を行います。

本日は、関西広域連合から国出先機関対策委員会の委員長の橋下徹大阪府知事、さらに副委員長の山田啓二京都府知事、九州地方知事会から会長の広瀬勝貞大分県知事、さらに沖縄県の仲井眞弘多知事に御出席いただいています。

それでは、まず、各地域の取り組みについて御説明いただきます。

最初に関西広域連合から10分程度でお願いします。

(橋下大阪府知事) 取組の部分は説明みたいになってしまうので、実質的な部分も含めて話したいと思います。

まず、上田知事からも話のあった道路・河川は、今日この場での話ではないのですが、大阪府の現実問題として道路・河川の移譲については前政権時から迫っていました。移譲対象は全部だということを2年前から言ってきましたが、全く進んでいません。

ひとつは財源の問題、それから管理責任の問題。特に管理責任の問題を言われて全く進まなくなったのです。「事故が起きたらどうしますか」というところで、「責任は大阪府が負うから」と言っても、「いや、それは法務省が」とか言って全く動かなくなってしまいました。特にこの管理責任を近畿整備局は言ってきました。

それから、財源についても「大阪府が負うから。実験的にやらせて欲しい」と言ってもこの2年間は何も進まなかったのが現状であるので、是非皆さんの力で管理責任の法的な課題とか財源の、財源もあんまり地方がくれと言うのも良くないと思います。そのあたりは、地方もある程度覚悟して行革をやりながらひねり出してやっていかなければいけないと思います。是非この道路・河川の問題は個別協議では全く動かなかったもので、是非お願いします。

関西広域連合については、次の日曜日に、広域連合議会が早速始まります。広域連合委員として各知事が集まって、今までは近畿ブロック知事会というある意味サロンの集まりはやっていたのですが、そういうものではなく、一つの自治体として一つの方向性を決めていくということが実際に始まっています。特にこの国の出先機関の移譲の問題に限らず、関西圏域における問題、観光それから産業、防災、7分野を決めているのですが、それについて方向性を決めながら一つの自治体として動いています。実際に次の日曜日には広域連合議会で議論をする状況となっています。

ぜひこれを御報告したかったのは、大阪は広域連合の中で産業政策を担当しているのですが、近畿経済産業局の職員から大阪府と言いますか、この広域連合の件で職員に来てもらっているのです。今日も知事室で近畿経済産業局の職員に入ってもらって、関西全体の産業政策についても方針を決めながら、やり取りをやっているのです。こういうことではないかと。要は、近畿経済産業局の職員が今までは局長、霞が関の大臣の下でガバナンスの下で仕事をやっていたのが、今度は僕の下で、もっと言えば次は広域連合議会の下で仕事をすると。その職員も今まで関西圏域の産業政策に携わっていたらしいのですが、全くこの大阪府という自治体とは別の指揮命令系統の中で仕事をしてきたのが、僕の下で仕事をすることになってきています。僕は国会議員の皆さんが関西のことを全く知らないとか、実情を知らないとか、そういうことを言うつ

もりはないのですが、やっぱり大臣は国全体のことを考えて、世界相手に仕事を  
する人だと思っ  
ていまし  
て、関西のことは、やっぱり僕とか山田知事の方が細かなところは十分把握して、細かなことについては僕らが把握しているという自負もありますし、職員もです。結局この近畿経産局の職員と一緒に、今産業政策をやり、僕らのネットワークの中で財界にも入ってもらいながら、産業政策を立案すると。ああ、こういうことだなということを実感しておりまして、この出先機関は早急に、ある意味ガバナンスを選挙で選ばれた我々知事の下、あるいは広域連合の下に、この出先機関を移譲することが、本当に国の統治機構が変わると思っ  
ていま  
す。そして、そういうことをすることが、特に近畿地方整備局を地方に移管してもらえばですね、僕は国会議員が地元の色々な陳情をいちいち処理するという仕事から解放されると思っ  
ていま  
す。だから国会議員は国のこと、地元で道路をどうするかトンネルをどうするかそういう話から解放されて、国のことに専念するためにも、特にこの近畿地方整備局は統治機構の変革という意味でも早く、この地方のブロックに移すべきだと思っ  
ていま  
す。

そういう観点から、資料6として、3点ほど、実質的な中身としてです。まずは、九州では新しい機構を設立しようという動きがありまして、全くそれを否定するつもりはありません。それはそれで新しい受け皿を作っていくことはよろしいと思っ  
ていま  
すが、ただ我々は、広域連合がもう発足して、実際に知事が集まり、議会があるということになっていま  
すので、今ある広域連合を修正するのかどうかは別としても、広域連合で課題点は、色々あるのです。新しく新規参加するときに全都道府県の議会の議決をとらないといけないとか、色々な課題があるので、新しい体制を作ることと、この広域連合に関して、うまくこれを融合するような形で、新しい体制づくりができるまで、この広域連合への移管は全くゼロということがないように、今、広域連合でしっかり動いていま  
すから、理想である新しい受け皿機関、その理想に向かってこの広域連合を順次、適宜、修正をかけてもらえれば、これは本当に機能しま  
す。

また山田知事からも御発言あると思っ  
ていま  
すが、これはもう僕らが実際に広域連合を運営して、非常に運営のやり甲斐のある新しい自治体となっ  
ていま  
すので、広域連合を前提として不都合な部分はどんどん修正をかけてもらおうというような形で進めたいと思っ  
ていま  
す。

それから移管対象とする機関については、これは関西広域連合では全部、選り好みせず受けられるものは全部受けるとい  
うこと  
で方針を決めていま  
す。ただ、そうは言っ  
ても、現実問題、いきなり全部とはいかない場合もありますから、それは推進委員会の議論も踏まえて、段階的  
にとい  
う話もあるかもしれません。我々も今度の日曜日に連合議会があるその中で、知事が集まって連合議会を開いて、どの機関を対象とするかもしっかりと方針を決めてい  
こう  
と思っ  
ていま  
すので、その点を受け止めていただ  
きたい  
と思っ  
ていま  
す。

最後に、奈良県問題と、福井県、三重県など、出先機関の所管のエリアと広域連合の参加県、ここが不一致になっ  
ていま  
す点、また出先機関ごとに所管するエリアが異な

る点、このあたりの問題については、協議で、話し合いで合意、自治体同士で簡単に同意ができるような問題ではなくて、やはり国づくりの統治機構の問題については、国が一つの方針を決めながら、協議は地元であることを否定するわけではないのですが、参加していない県や出先機関のエリアと違うところについては、大きな方針をこの推進委員会である程度出して、地元で奈良県や福井県、三重県と協議をしていきたいと思っておりますので、この点についての大きな方針と。奈良県が入っていない、三重県、福井県がないから丸ごと移管ができないということにならないよう、いろんな理論的な問題とかがあるのかも分かりませんが、もう我々は不参加県の事務もやることは、今の広域連合のメンバーで一致団結、確認していますので、この点についての大きな方針も決める必要があると思っています。以上です。

(逢坂政務官) ありがとうございます。山田知事、何か補足ありますか。

(山田知事) 長くなるので、意見交換のときに。

(逢坂政務官) 御配慮ありがとうございます。それでは、広瀬大分県知事、お願いします。

(広瀬大分県知事) はい、ありがとうございます。私どもは九州知事会一体となって、九州広域行政機構を作ろうという考え方であります。もちろん、関西方式を否定するわけではありませんが、我々は新たな機構を作るのが適当ではないかと考えています。

広域的な、九州全体での政策連合は既に行っていて、例えば、自動車産業の振興で色々、人材育成あるいは技術開発等も各県連合で行っています。また、新たな税制を作ろうということで、産業廃棄物税制や、あるいは森林環境税や、そういったものも、九州全体で話をして、既に実績として作っているところです。さらには観光振興を広域的にやらないといけないと。これはむしろ新たに九州観光推進機構といったようなものを作って行っている。それぞれの県の仕事を持ち寄ってやる、県単位で、地域単位でやるということは既に行っているわけでありまして。

我々が考えているのは、新たに国の地方支分部局の仕事を受け取って、今度はそれを地方自治のコンセプトの中で推進していこうということで、新たに政策連合ではなくて、広域連合ではなくて、むしろ新しい広域行政機構を作ってやるのがいいのではないかと。これは新たに国の仕事を受け取るということで、我々の仕事を持ち寄るということはもう既にやっておりますが、新たなものですから、そういうものを作ってやっっていこうではないかと、ということが九州広域行政機構の考え方です。

今日、私どもが知事会で合意をし、かつ県議会の議長会にも話をし、方向において了承を得ている広域行政機構法というのをもちしております。資料の7であります。御覧をいただければ、簡単に御説明をさせていただきますが、「2」に書いてありますように、都道府県はこういう行政機構というのを設置することができることにしております。考え方として九州で議論をしましたが、他のブロックでもこういうのをやってやっっていこうかというときに、これを利用できるような一般法として広域行政機構法みたいなものを作ってはどうかということでありまして。

それから、作るに当たっての考え方としては、九州各県で議会の承認を得て、その

議決を経て作っていったらいいではないかということでもあります。もう既に、知事会でも議長会でも動きをとっていますから、これはすぐできると思います。そのような形で、合意ができたブロックにおいて機構を作るということで、我々はできていますから、九州広域行政機構をこの法律ができれば作りたいたいと思っているところであります。

三番目に「機構の組織」がありますが、これは九州7県の知事が集まって、知事連合会を作って、そこで執行することと、合わせて、二元代表制を考えていまして、議会代表者会議を作って、そこで議事機関としてそういうものも合わせて作ろうと考えています。大変大事なことは、監査があることでありまして、これは外部監査制度を導入したらどうかというふうに考えているところであります。

この機能としては、要するに、それぞれの組織を丸ごといただく、受け取ってやるということでありまして、それぞれの部局の仕事を全部いただくということでもあります。我々の考え方も8府省15系統の仕事を提示されていますが、これを丸ごといただくのも良いし、あるいは、国の都合で段階的にということであれば段階的に動くということと考えています。段階的にというときには、この機構をつくって自分にとってよかったなと思ってもらえるのは、地域から活力を出していくことが非常に大事なので、経済的な分野を中心にまずは受け取ることも考えられると思っていますが、全部受け取って良いということであれば全部受け取る覚悟であります。

大事なことは5番目の財政上の措置ですが、これについては、今、それぞれの部局に配分されている財政上の措置は、今度の機構をつくるに当たっては、権限も予算も人員も丸ごと移管ということでもありますから、そのまま機構の方に移管をしてもらうということが非常に大事なのではないかと考えているところであります。当然、住民の関与ということで、直接請求とか住民による監査請求だとか、直接請求制度などもこの中に加えるべきと思っているところであります。機構の職員の身分は、丸ごといただくのだが、いただいた以上は、地方自治法の体系でやってもらうということですから、身分は地方公務員として仕事をしてもらうことを考えています。

したがって、端的に言えば、これまで大臣の指示を受けて仕事を行っていたところを、橋下知事からお話しがあったように、これを大臣に代わって地元のことを一番よく知っている知事連合会で指示をしながら行っていこうということでもあります。知事にはそれぞれ局を分担・執行させるということも含めて考えていきたいと思っているところであります。組織の持っている力をうまく活用しながら地方自治の体制を強化していくことでやっていきたいと思っているところです。既に九州ブロックとしては合意ができていますから、後は国の方では是非、前向きに検討していただきたい。我々も必要なことは議論にも加わっていきたくて考えています。

(逢坂政務官) ありがとうございます。次は仲井眞沖縄県知事よろしくお願いします。(仲井眞沖縄県知事) 沖縄県知事の仲井眞です。よろしくお願いします。沖縄の場合は、沖縄総合事務局を、沖縄が日本に復帰した40年前に作っていただいて、法律も体系も考え方もやり方も全部違ったので、日本の仕組みや考え方を教えていただいて40

年が過ぎようとしています。

総合事務局には、6つ、7つの省庁が入っています。これまでは、日本に復帰して日本のことに慣れながらやってきたので、この総合事務局が、率先して沖縄の振興ということで非常によく頑張っていたと思います。

そして、沖縄の振興法を4回延長していただき、今度5回目があります。その中でこの出先機関の話と地域主権という考え方が沖縄でもぴたっと合っています。40年経つと、県もずいぶん勉強させていただいて、仕事の中身から言ったら、今は建設、運輸、通産などなどの仕事が完全にだぶっていることになっています。正直申し上げて、県でもまるとやれるのが実態、現実だと思っています。

ただ、それぞれの分野でかなりよくこの40年やっていただいたものですから、ひいきがあって、これは一緒ではない方がいいのではないかなど、整理されていませんが色々な議論があります。ただ、仕事の中身という点、能力という点では丸ごといただいて全く問題ないと思っています。政府としてはタイミングをよく考えていただく必要があるということです。

それで、40年前に、この総合事務局の職員がどこから来たかと言うと、実は県庁からほとんど行っているのです。局長とか次長、部長、一部の課長だけが、本省から来ているわけで、後は90何パーセントは県庁を中心に移籍していますので、また元に戻るという感じですから比較的移しやすいのではないかと思います。

あとは県内のコンセンサス作りに少し時間がある感じです。私もは現在新しい沖縄振興法や、基地の跡利用振興法とか、一括交付金といった仕組みを国と議論しながら進めていますが、現在の法律は、1年でなくなりますから、新しく作っていただく。この仕事を実際にやるには、むしろ今の総合事務局と県と一緒にやって仕事をやった方が良いという面と、例えば基地の跡利用みたいなのは、大変手間暇かかる話が多くて、もう少し国の仕事として責任を持ってインフラの整備なども含めて、不発弾などいっぱいありますので、むしろ逆に国の仕事としてやっていただいた方が良くも思ったり、仕事の仕分けが少し必要だと思っています。ただ、ある意味で良いタイミングにきていることも確かで、県内のコンセンサスと、仕事の性格によっては国がやっていただく方が良い部分があるかもしれない。これは精査する必要があると思います。以上です。

(逢坂政務官) ありがとうございます。それぞれ3地域から御発言を頂きました。この後、意見交換に入りたいと思います。まず、当面のスケジュールの考え方について簡単に説明をさせていただきます。

資料8を御覧ください。当面は、広域行政制度の枠組みの検討を先行して進め、制度の骨格を固めたいと考えています。あわせて、各地域からは、移譲を希望する出先機関を具体的に選定の上、提示をいただきたい。これについては、移譲全体の姿と、当面これとこれとを欲しいと分けて提示頂くこともありうるかと思っています。以上について、新年度のできるだけ早い時期に完了させたいと考えています。その際に先ほど、橋本知事から現行体制でもやれるものがあるのではないかという話がありまし

たが、そのようなことも併せて検討することになると思っています。

その上で、移譲希望のあった出先機関を所管する府省も交えてさらに検討を行って、夏ごろには移譲対象機関を決定したいと考えています。その後、来年の通常国会への法案提出に向けて、法案化の作業をするということです。

いずれにしても、制度的論点について詳細な検討が必要となる部分もあるかもしれないので、各地域との間で事務的な検討作業を進めながら論点を明確にした上で、適時、この推進委員会において政治レベルのやり取りを行う、その結果を地域主権戦略会議に報告して、決定してまいりたいと、そのような大まかなイメージを現在持っております。

それでは今日の会議の予定は19時までを考えていますので、残りの時間、御意見のある方は適宜お願いします。

では山田知事どうぞ。

(山田京都府知事) 今回こういう場を持っていただきありがとうございます。

まず、関西広域連合の立場なのですが、橋下知事に付け加えて申すと、単に都道府県の行政だけが集まっているのではない。これはもともとKUという関西の経済界も集まって作っていて、今関西の経済界もそろって都道府県に応援していこうではないか、官民共同で関西をやっていこうではないかという心意気を買っていただきたいと思います。

その上で3点ほどこちらの考えを申しあげたいと思います。

まず、我々関西広域連合を頑張って作ったけども、やはり出先機関の範囲とか出先機関の所掌の地理的な問題が出てくるのですが、まず第1点に挙げたいのは、それだと話が違うのではないかと。地域主権においてこの国の形を変えようとするときには、地域がどういう形に自分たちで連合して作っていくのか、そしてそれに合わせて、どういう権限委譲があるという話であって、出先機関の地理的な問題に合わせて地方にやれというのは、根本的に国の形に合わせて地方も変われという話なので少し論理的に逆転しているのではないかと。まず地域の活動を見ていただきたいことが一点です。

例えばこの中で申しますと、今、道州制の特区法案があります。道州制の特区法案の中には、出先機関の所掌に合わせてやった場合について書いていません。3府県以上の合併の場合には道州制特区としてやると書いてあるので、それからすると、あの法案よりも地理的には後退しているのではないかと。道州制特区法案のときに、この法案みたいに合併を前提にしているのでは固すぎて駄目だと、連合も含めて柔軟な対応をすべきだといって民主党を代表して反対討論をされたのが逢坂政務官です。ですから、政権についた瞬間にそのような問題を持ち出されるのは、少し違うのではないかと。民主党政権はどうしたのかと私は言わざるを得ないと思います。ぜひとも、そうした本来の姿に戻ってこの議論を進めていただきたい。

それから、奈良県の問題が橋下知事からも出されましたが、私も奈良県の問題は大きな問題だと思っています。しかしながら、致命的な問題ではないと思っています。しっかりと中身を詰めて一つ一つの要件を考えていけば解決できる問題だと思って

います。

例えば奈良県の地方整備局に占めるシェアは、河川では4.5%ぐらいです。道路では12%です。公園・港湾・空港はありません。道路については約200億円出ていますが、そのうち半分は、京阪奈自動車道という国家的なプロジェクトですから、これはパイの話の中で十分解決できる話です。ですから我々関西では9割以上について努力をしてきた。それを10割でなければ問題だと言われてしまうとそれは違うのではないか。9割まで一生懸命まとめてきた地域の努力を生かしていかないと出先機関の原則廃止という民主党の掲げられたマニフェストは絶対に成し遂げることはできないです。ここまで地方公共団体は頑張っているのですから、それを踏まえて政府もき然とした態度を示していただければ、奈良県もテーブルに着くと思います。すでに政令都市は、出先機関の移譲とともに関西広域連合に加わると表明をしました。そうした動きの中で政府も決意を示していただくのが、出先機関の問題について進展していく一番大きな要因だと、関西については、そこまで頑張っていることは申し上げておきます。

(逢坂政務官) ありがとうございます。今、私の名前が出ましたので、道州制特区法案については、合併しなければあの法律の適用にならないのは、少しハードルが高すぎると当時も思っていましたし、今でもそう思っています。ですからそこを乗り越えていくためにどうするかということは今回の議論だと思いますので、御指摘も踏まえて頑張りますのでよろしくをお願いします。

(山田京都府知事) 政府参考人としてダイキンの井上さんが来られて広域連合の話をして、逢坂政務官もそうだとおっしゃっていました。

(逢坂政務官) そのとおりであります。

(橋下大阪府知事) 理論的な部分とかは山田知事の言う通りです。ある意味実際の話で、是非、繰り返し理解いただきたいのですが、本当に僕は、今回、近畿経済産業局の職員と、直で仕事をやっているというのが、これで統治機構が変わるんだという感覚がある。それまでの近畿経産局の局長は、僕の就任後からでも2回ぐらい転任してますし、その局長が経産省の大臣と密に何かやりとりやっているのかといたら多分そこまではないと思うのです。

常に関西の産業については僕が担当ですから、府省舎の職員とそのやり取りをする。何よりも僕と山田知事とそれから嘉田知事も、井戸知事も3年も4年ものお付き合いで、それがいいのだから悪いのだから別として、関西の一つの方向性が出てくるわけです。

大臣とか局長は、僕らの就任以降めまぐるしく変わっています。これではいったい関西のためにどうなっているんだと。ですから大臣や局長は、日本国全体のことを考えるということであれば、どう変わろうと関係ないのですが、関西の政策をやるにあたって、関西に永住するわけでもない、また関西に住んでもいないような面々が、関西の産業政策を立案するのは、絶対おかしいと思うのです。

僕はもう繰り返しになりますが、経産省の職員にしてもこれからは僕のところに来てもらって一緒に政策立案する。そして、山田知事や関西の知事と意思形成を図りなが

ら、月に一回定例会をやります。国の全体の話ではなくて、関西のことは経産局、整備局の職員全部僕らのガバナンスの下でやるってこと。本当に難しい制度とか、いろんな法律の課題はあるのかも分かりませんが、これが統治機構だと実感しました。絶対にこれは日本のためにも進めるべきだと。

府庁はできない理由を山ほど挙げてきますが、できない理由は役所の理屈だと。これは絶対にやらないといけない。新しい統治機構の変革のきっかけをつくった民主党政権には更なる加速をお願いしたいと思っています。

(広瀬大分県知事) とにかくまるごと受けると申し上げているのですけども。出先機関が持っている組織として有機的なつながりを持った強みがあるので、そこは大事にしながら、その強みを生かして働いてもらった方が良いと思っています。丸ごと移管はそういう強みがあります。出先機関ごとに、国と地方の仕事を分けていくと、挫折するぐらい時間がかかると思うのです。したがってもう全部いただいて、挙証責任は国の方でやるなどいろいろ議論することがあるかもしれないが、とにかくまとめて渡してほしい。国の思い切りが非常に大事なときではないかなと思っています。

(山田京都府知事) もう一つ国民生活の面からも、結局、整備局があるっていうのは開発志向のなごりではないのかと思っています。つまり重点的に投資をしていく時代には、国がそこに事務所を置いて、そこに人と金を投入していく。その時代は民主党政権になってから大きく変わった。今あるソフトを生かしていく時代が変わったのが、民主党政権の一番大きな特徴ではないのでしょうか。

その時にひとつ問題が起きたのは、鳥取の国道の渋滞問題です。つまり管理形態が国道は国道事務所が行っていて、都道府県は直轄ではない部分と都道府県道を行っている。結局、国道の管理と一体になってなかったら、車が動くはずがない。

こういった管理のばらばらが開発の時代からアセット管理の時代に移ってきた象徴だと思うのです。そうした点からも、やはり時代の要請として丸ごと管理を移していかないと国民の生活に非常に大きな危険が出てくることを、この前の事件は端的に示したのではないかと思います。

(上田埼玉県知事) 私も同感です。例えば、関東では圏央道という、まさに首都圏の外郭の放射状の道路を完成させることは都内周辺の道路を混雑させないことで大変大きな意味合いがありますし、今までは東京に向かっての縦だけしかなかったのですが、横にリンクするという意味では大きい。なおかつ国土交通省が初めて 24 年度までに完成させるという時期を明らかにした。

ところが 26 年以降に繰り延べしますと、あっさり言うのです。我々は 24 年までに完成することを前提に企業誘致をしてきているのです。これ無責任なのです。関東地方整備局長はもうさよならでないのです。そういうことがずっと起こっているのです。

それと、もう大幅に予算をつぎこむことができないので、選択と集中が必要です。もうメンテナンスの時代になってますから、メンテナンスのことを考えるとやはり細かな地方の方が有利になっていると私も思いますので、できましたら出来ない理由を

探すのではなくて、出来るところから行っていけば、可能なことは沢山あると思っています。大きな広域連合や広域自治体もありますが、都道府県レベルで出来ることだって山ほどあるので、実験的に特区でも手あげでも結構なので、それを認めていくような仕組みを作っていただきたい。民主党政権としては、お金がかかるわけでもないし、非常に効果的に地方が活性化する大きな要素になると思いますから、是非、関西連合やあるいは九州連合の広域体、あるいは沖縄の議論を大事にしていきたいと思っています。

(片山大臣) はい、みなさんありがとうございました。

いくつか議論が出た中で、国の行っている事務を地域、自治体ないし、自治体の連合体に移した方が、国の在り方として良いのではないかという理念の問題はすでに克服している。

それを前提にして、具体的にどうやって移すか、という問題に今ステージに変わっているわけです。だからもう理念については、今何人かのおっしゃったことについては、共通の認識であるはずで、あとはそれを前提にして具体的な方法論を議論し、進めていくのがこの組織のミッションだと思います。その中で広域的な組織、沖縄県は広域と言うにはふさわしくないかもしれませんが一つのまとまりのある地域として広域的な地域と沖縄県、潜在的には北海道もあると思いますが、そこに原則として丸ごと移すという道筋と、それから上田委員がおっしゃった、各県単位であっても移せるものを希望により移していこうという道筋等を仕分けしたのがアクション・プランです。後者の方で言うと、やれるところからどんどんやっていきましょうというので、3つの体制を整備して、それぞれ班長を決めてやってるわけです。

ここはその親会であるとともに、もう一つは広域的な丸ごと移管の推進母体となるのがこの会のミッションです。そこで今日は、もう機が熟してきている3地域の方をお招きしてお話をうかがったというのが今日の基本です。

したがって、もう是非の問題ではなくて、どうやって円滑に進めるという話になるわけで、それぞれの圏域とか県に問題点が幾つかあるとか課題があるという話を今日うかがった。

それに対してコメントしますと、広域的な受け皿として、九州はさっき広瀬知事からお話しがありましたように、新しい広域行政機構を構想している。これは法律で多分きちっと規定をしないと動かない仕組みが幾つかあるでしょうから、それを早くすり合わせして、立法措置をできるようにするが当面の課題だと思います。

関西は橋下府知事からお話ししましたが、受け皿として広域連合を排除するものではありません。広域連合で丸ごと広域移管の作業を進めることは可能です。その際にいくつか改良点があるとか、こうしてもらわないと今の広域連合ではなかなか信頼感に乏しいとか、そういう点がないではありません。こちらから注文もありますし、そちらからも今の広域行政を規定している地方自治法の規定をこう変えるべきというのもあるでしょうから、それは大いに言ってもらったら良いと思います。それも早めにやったら良いと思います。

問題はやはり奈良問題で、割り切って国の事務だから奈良県の参加していない今の広域連合に国の事務を移管するということがあってもいいのではないかと、という考えですか。

(山田京都府知事) 幾通りもあると思うのですが、結局、奈良の地域というのを三重や福井と同じように中部につけるとかいう方法もあるでしょうし。

(片山大臣) あるでしょう。

(山田京都府知事) さっき言いましたようにほとんどの事業が、バイの相談でできる事業ですから、そうしてくれるなら個別に折衝してやればいいのですし、どちらにしても奈良の問題は、大きな問題かもしれませんが致命的な問題ではない。

(片山大臣) それは、どうやって解決できるかということ相談すれば良いということですか。

(山田京都府知事) はい。

(片山大臣) その際に私としてはできれば奈良は合流していただきたいのが本音です。

(山田京都府知事) 我々もです。

(片山大臣) できれば合流していただきたい。ただ、強制とか無理強いは出来ないから、それを前提としながらも、やはり合流していただいた方がスムーズに議論が進むという気持ちはあります。それが無理な場合にどうしますか、というのがさっき言ったように、国の方の管轄地域を少し変えるとかも一つの選択肢でしょうし、それからどなたかおっしゃっていたのですが、受委託の関係をするべきではないかということもあるでしょうし、それは克服すべき課題として検討していく、相談していく、というのが本当。だから致命的な問題ではない。ただ重要な問題は、特に地域感情ですとか県民感情ですとか、これは逆のことを考えれば、例えば鳥取県の入らない中国地方の他の4県で広域連合を作って、鳥取県の地域の国の事務も全部鳥取県抜きで4県連合に移管すると言ったら、多分相当感情的になるでしょうから、胸に手を当てて考えると、できればスムーズにいく方策を考えていくということも必要ではないかということの一つ申し上げておきます。

それから、新たな機構を設けるのは、できるだけ早くイメージのすり合わせをさせていただきたいと。例えば議会の議員の選び方を条例で決めることで、それはいいと思うのですが、具体的にこういう枠組みができた場合、九州の広域行政機構ではどのような条例を設定しようと考えられておられるのか。

(広瀬大分県知事) 今のところは議長会に検討を依頼してまして、議長会で前向きに検討してくれてます。2つ考え方がありまして、一つは各県代表ということで各県から同じ人数で選ぶか、あるいは、各県の人口が違うのだから、人数を少し上乘せするかとか、が出てきてます。直接選ぶところまではいかないと思いますが、議会代表ということでどのように選ばれるかということは、もう少し議会で議論してもらった方がいいかなと。本当は我々で決めるのでしようけど、せっかく参加してくれているのですから。

(片山大臣) そういう点の詰めとか調整がこれから始まるのだらうと思います。

(広瀬大分県知事) そうです。

(片山大臣) なぜこんなことを言うかといいますと、やはり大量の職員を引き受けていただくわけです。ですから、いい加減な組織では駄目だと思うのです。やっぱり大量の職員の任命権者になるのですから、それから巨額の金を使う、多くの金を使う組織になりますから、そこはデモクラティックコントロールが効くのでしょうか、透明化や説明責任をきちんと果たせる組織なのでしょうか、その確信を得られなければならないので、その辺の点検とかすり合わせが必要だと思います。

それは広域連合も一緒に、例えば議会を開くのは、年に何回開くのでしょうか、ということです。年2回。ということに対しては、多分それでは少し足りないのではないのでしょうか、という意見は当然出てきます。後期高齢者医療制度の受け皿として47の広域連合を作っていますが、おっしゃるとおりなのです。1日の議会を2回やっているのが共有パターンなのですけど、それではガバナンスが効かないのではないかと批判がかなり強く出ています。そうすると、関西広域連合も、今はそれでもいいと思いますが、実現するときに、それでは少し問題があると出てくるだろう。それは運用の問題で解決できるかもしれないし、法律で規定をして年何回、地方自治法は年4回以上ということになっているのですけど、そのような話が出てくるかもしれません。

それから、監査がどうなるかという話が出てきます。このような大掛かりなことをすると、受け皿となる地方の体制をしっかりと整備するという、それに対して、国の方がそろそろ移管をするための準備をするわけですが、その時に、国として何らかの確信が持てる、そのような保証とか担保が必要ですから、そういう面で受け皿との間ですり合わせが必要になる。

沖縄の話は少し内々に聞いているのですけど、色々な御意見があると思います。微妙な、色々な方の受け取り方になるでしょうから、その辺は、できれば早いうちにコンセンサス形成をしていただければと思います。もちろん急かすつもりはありませんが、自然体でコンセンサス形成を進めていただければと思います。

(仲井眞沖縄県知事) 沖縄振興法が切れて、新しく色々作っていただくのをお願いしている時期に、実はタイミング的には合うという感じがありますが、おっしゃるようにまだまだ少しすり合わせが必要です。

(橋下大阪府知事) 広域連合で足りない部分はしっかりガバナンスが効くように、制度はあるべき姿にもっていくために、色々法改正等についても意見を出させていただきたいのですが、ただ、ガバナンスの点は、国政と比べて地方は本当にガバナンスが弱いかというと、今国政で一番欠けているのが、住民訴訟と言いますか、僕らもこれに怯えています。ものすごくこれはきついです。これは国会議員の皆さんとか国政の担当者では味わえないような。逢坂政務官も片山大臣も上田知事も、この住民訴訟の怖さは強烈なガバナンスの契機の一つになっている。それからリーダーを直接選挙で選ぶというところも議院内閣制と比べて、大変申し訳ないですけど、今の民主党政権に限らず前政権を含めて、本当に国政のガバナンスが効いているのかといえおそらく

多くの国民は、それは違ふと。これはもう誰がリーダーになってもということで、要は統治機構として、国政の方が体をなしていないという思いもあります。もちろん広域連合で、足りない部分はしっかりやっていきたいのですが、むしろ住民訴訟ないしは、直接リーダーを選ぶ直接選挙であるということ、その他リコールなど含めて考えれば、ガバナンスの点はどこと比較するか、国政と比較して、そんなにおかしな話ではないと思っています。

あと、気になる点は、広域連合へ丸ごと移管という話を1年前にいろいろしていた時に、予算の配分がどうなるのかということです。結局、近畿地整局が丸ごと移管になった時に、最終的にはこの丸ごと移管と税源移譲を合わせないと、これ予算を国がある意味、国税で握っていて配分することになると、結局誰が配分するのか。各広域連合といいますか、受け皿機関と、受けない地域は、その所管省庁と折衝するのか。そうではなくて国会議員が国会で配分するのか。そこが僕自分なりに整理ができていないところで、やはり最後は税源移譲なのかと、丸ごと移管するところは、税源移譲で、大都市部が全部金を独り占めするわけにはいかないから、拠出分として財政調整分として拠出するが、その税源といいますか、財源の配分の仕方が、非常に気になるところです。そのあたりの大臣のイメージがありましたら、お聞かせ願えればと思うのです。

(広瀬大分県知事) 広域行政機構は、財源については、我々が予算の要求原案を作って、内閣総理大臣に要求する、提出することで、総理大臣から各所にあれしてもらおうというようなことを考えています。それから御心配のガバナンスの件は、外部監査制度と直接請求でやろうと思っています。

(片山大臣) ガバナンスについては、九州はそういうことなのですね。橋下府知事の言われることももっともなのです。今よりましではないかと、それは私も思う。国の出先機関の、デモクラティックコントロールは間接の間接なのです。一応、国会が全部コントロールしている、民主統制していることになっているから、財政統制しているということになっているから、それは、理論的にはあるのですが、実際に現場の工事事務所でガバナンス、デモクラティックコントロールがきいているかという、議会があるわけでもないし、そういう面では実際の方が議会がある、いろいろ議会も批判はありますが、議会があつて毎年、説明責任を果たすわけです。だからそれはそれで良いと思うが、今回の地方移管は、いろんな理念があるのです。1つは住民に身近なところにあつた方が、より納税者の監視が効くでしょうと、そこで本当ですかって話になった時に、いや今より良いではないかというのではなかなか説明できないですから、やはり行政機構というので、監視とか透明性の確保とかができますよといったことは、必要だろうと思うのです。九州はある程度、盛り込まれているので、今の広域連合でもっとより改善する必要があるところは、したら良いと思うのです。

あと財源は非常に難しい問題で、当面はやはり何らかの割り切りというか、ルールを作った交付金方式にとりあえずなるのだろうと想像しています。税源移譲というのは方法としてあるが、関西広域連合の圏域だけ、住民税を上げるとか、そこだけ所得

税を下げるとか、そういう調整は理念上あり得ますが、おそらく所得税法の改正をする時に、憲法 94 条による住民投票の対象になるでしょう。法制局的感覚では。

(山田京都府知事) 考え方によります。

(片山大臣) そのような問題があったりするので、当面はやはり交付金方式になって、広瀬知事が言われたように、広域行政機構が直接やるという方法か、それともどこかの官庁が、予算を確保して広域行政機関に配るという方法か、いろいろあるかもしれませんが、とりあえずはやはり交付金方式によらざるを得ないのかと思うのですが、これはずっとといった訳にはいかないと思うので、何らかの恒久的な客観的な財源措置、税財源の措置が求められると思います。

その時に、普遍的にいろんなところで受け皿ができるのであれば、国税と地方税の調整は可能だろうと思います。そうでなければ、交付税で広域行政機関がやる事務も、交付税の算定に入れて、道路の延長といった時に、移管された国道の延長もそこに入れるとかがあるのだらうと思うのです。その場合、マクロの方で、国から交付税会計にその分は交付税に入れるといったことになるのでしょけれど、そういったことも 1 つの方法として考えられます。今まだ定見があるわけではありません。とりあえずは交付金方式かなと。

(山田京都府知事) 1 つだけ、反論しておかないと、納得されたと思われても困るので反論だけしておきますが、広域連合は特別地方公共団体ですから、基本的には公共団体としての要素を全部満たしているわけです。法的には、住民請求からすべてのものが整っているわけです。東京都の特別区と同じくらいです。きっちとした法的なものだと思っているわけです。ですから、広域連合は生まれたばかりだから、運営面において問題点があるという話は納得するのですが、法的な問題にされると、それはちょっと違う。それは公共団体に対する信頼の問題になってくるので、そういう点については、釈迦に説法かもしれませんが、運営の問題はいろいろお聞きしますし、これから一緒にやっていかなければいけないと思いますが、法的な観点については、私は問題無いと思っています。

(片山大臣) 理論的にはそうなのでしょう。ただ、広域連合ではなくて、一部事務組合の管理者やっていたけども、とても普通地方公共団体と同等のチェックが効いているという気はしません。説明責任を果たさなくても、つつがなく通るという実態があります。なぜかというと、首長も管理者も連合長も、その域内の住民から直接選ばれていないわけです。部分的に選ばれているわけです。議員も直接選ばれていないわけです。間接的に選ばれている。やっぱり、デモクラティックコントロールから言うと遠いのです。だから理論的には、それぞれ議会があって、首長がいてということなのですが、そこに入ってくる顔ぶれは、直接選挙で選ばれてませんから、普通地方公共団体とはおのずから違ってくるとい面は否めないと思います。それはそれで良いと思うのですが、これだけの大がかりなことをやるのであれば、一般的な特別地方公共団体としての広域連合に何らかの付加されるものがあったても良いのではないかという点をこれからちょっと協議することもあるということなのです。

(橋下大阪府知事) それはでも回数とかは足りない。

(片山大臣) それは致命的な話ではありません。

(山田京都府知事) 今まで、確かにこんな政策的な一部組合やったことないのです。初めての試みなので、そこについてお互い問題点を詰めるのはいいのですが、ハードルを上げていくのではなくて、付加すると言われるとちょっと気になったので。

(片山大臣) やはりこの問題はかなり抵抗だとか当然ありますから、それは現実の問題として、その時にいろいろな問題が出てくるわけです。ガバナンスは効くのですかとか、議会何回やってるのですかとか、出てきますからそういう時に、やはり信頼感を与えるという面での若干の改良というか、今の仕組みを改良するか、そういうことはあるべきだと思います。九州の場合は、そういうこともあったので新しい仕組みを作った方が良くという選択をされようとしているのでしょう。

(逢坂政務官) ありがとうございます。議論も尽きないようですけど、平野副大臣よろしいですか。

(平野副大臣) 特にありません。

(逢坂政務官) よろしいですか。それでは、そろそろ終わりたいと思いますが、今回、いわゆる広域連合を作った地域、それから広域連合は作ってはいませんが広域な地域としてこれからやっていこうとする意思表示をされた地域、それから広域ではないですが県として一つのまとまりのある地域、それぞれみなさんからお話を伺ってこれから進めて行こうということになります。その意味においては先ほど山田知事が言われた道州制特区法の枠を超えていると思われる。

先ほど大臣が言いました通り、これからは具体的な方法論の段階に入っていきますので、更に御意見をいただきながら意見交換をしながら進めて行きたいと思います。当面は、事務レベルでいろいろやり取りをさせていただいて、節目節目で政治レベルで話をさせていただくということになると思います。それからこの場は、他にもこういう取り組みをしたいところを排除しているわけではありませんので、思いのある地域には門戸をオープンにしていますので、是非よろしくお願いします。しかしながら当面、3地域から話がありましたので3地域の皆さんを入口として話を進めて行きます。

(橋下大阪府知事) 次回、もう一回春ぐらい、3月4月に会合があるのでしょうか。

(逢坂政務官) 今後事務レベルで少しやり取りさせていただいて、ある一定の方向感が出たら、また意見交換する場を開きたいと思っています。

(橋下大阪府知事) その時にどうゆうことをこの場で議論するのがないと言っぱなしみたいに、理念だけ言って大臣が元々聞きたいことをうまく伝えられないことがないように、次の会合としてはどういうところまで・・・

(片山大臣) 今日の意見をいただいて、私もちょっと一端をのみましたけど、その上でさらに詰めないといけなことが出てきますから、広域連合ではこのような点はやはり改良した方が良く思うことがあります。皆様方からも広域連合について自治法を改正した方が良くということがあるかもしれない。

それから広瀬知事は、今日の話からもっと煮詰まったこともあるでしょう。それを伺いたいとか。そのことは事前に話をしたいと思います。今回は、ばたばたとしたこともあって、予めこちらの希望を刻銘に述べてなかったかもしれません。今度は、少し時間をおいて予めこういうことを申し上げたいと思います。

(橋下大阪府知事) 広域連合は、ガバナンスを片山大臣は気にされている。

(片山大臣) それの一つ。もう一つは地域問題です。地域問題をどう克服するのか。現実の問題として奈良県が加われば一番良いわけですけど。そうでないケースとしてどのようなことが考えられるのかということも、そちらの考え方もあるでしょうし、こちらの考え方も出来ればすり合わせをすとか。

(橋下大阪府知事) デモクラティックコントロールのところで、大臣の考えは、地方の広域連合で直接民主制というところで、ぼくもそれはそうだと思うのですが、国政の場合だと完全に超間接的なエリアの一部の国会議員のみなさんが集まって国政を運営されてますけども、そこと比較してより、その地域の広域連合では、一部の議員、一部の地域から選ばれたリーダーだけではガバナンス上、国とくらべても・・・

(片山大臣) そういう問題ではないです。可視化がどの程度出来るでしょうかとか、例えば、議会が、傍聴が出来・・・

(橋下大阪府知事) 代表制の問題ではなくて。

(広瀬大分県知事) 代表者会議で行ってるわけですから、よほどガバナンスの事を考えとかなないと、知事の権限は与えたんだけど、広域連合でこういったことを決めるという権限は与えた覚えはないぞって言われる可能性がある。

(山田京都府知事) それは規約で決まっていますから。

(広瀬大分県知事) 地方自治法の前提として知事を選ぶという、ある程度のガバナンスを考えてもらう。

(山田京都府知事) それは違う。

(上田埼玉県知事) どちらにしても今日議論したことは、議事録にして整理してお渡しして、相互に論点を整理してやり取りをしましょう。そうでないと絞りきれなくなってしまうから。

(橋下大阪府知事) 大臣はガバナンスのところで、代表制の感心なのか、それともいろんな可視性とか外部監査があるとか、そっちの問題なのか。代表制の問題なのか。

(片山大臣) 代表制の問題なら、九州も同じ問題がある。そういう問題があるので山田知事が言われたように普通地方公共団体と同じ仕組みがとれてますから大丈夫ですと問われると。少し違うのではないのかという問題があるので、こういう大掛かりなことをやろうとするときは、今ある仕組みよりも、可視化の問題とか、説明責任の問題とか、チェックの問題とかでやはり何かプラスアルファの要素があった方がより説得力があるのではないのでしょうかというのが私の問題意識です。

(山田京都府知事) 説得力の問題としては納得していますのですが、ただ元々は都道府県とか公共団体に国の権限を渡せるかどうかの問題なので、その問題から反れてはいけませんので、そこのところは十分考えていただきたい。

(片山大臣) これは後ろ向きとかではなくて、より前に進めるために克服すべき課題だと考えていただきたい。今日はほんとありがとうございました。

(逢坂政務官) 以上で終わります。ありがとうございます。

(以上)